第四十六条第一項中「以下」の下に「この条及び次条において」を加え、「又は」を「及び」に改め、同条に次の一項を加える。

4　第二十六条第四項第四号、第六号及び第十四号、第三十五条第二項第一号へ並びに第三十八条第一号ホの職員には、非常勤職員等を含まないものとする。

第四十七条第一項中「、「管理職職員（非常勤職員（第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）」を「管理職職員（イに、ロ）であつた者」を「次項において同じ。）であつた者」と、「次項」とあるのは「同項」に改め、同条に次の一項を加える。

3　第二十九条第三項第四号及び第五号（これらの規定を第三十四条において準用する場合を含む。）、第三十五条第二項第二号ホ並びに第三十八条第二号ニの職員には、非常勤職員等を含まないものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、平成三十年一月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この政令による改正後の職員の退職管理に関する政令（以下この条において「新令」という。）第二十六条第二項（新令第二十九条第二項において準用する場合を含む。）及び第四項（第四号、第六号、第九号及び第十四号に係る部分に限る。）、第二十九条第三項（第四号、第五号、第八号及び第十三号に係る部分に限り、新令第三十四条において準用する場合を含む。）、第三十五条第二項（第一号ニからヘまで並びに第二号ニ及びホに係る部分に限る。）並びに第三十八条（第一号ハからホまで並びに第二号ハ及びニに係る部分に限る。）の規定は、この政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にされる国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定による届出（施行日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）、同法第百六条の二十四第一項の規定による届出（施行日前にされた同項の規定による届出に係る事項の変更に係る届出を除く。）及び同条第二項の規定による届出について適用し、施行日前にされた同法第百六条の二十三第一項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出、施行日前にされた同法第百六条の二十四第一項の規定による届出及び施行日以後にされる当該届出に係る事項の変更に係る届出並びに施行日前にされた同条第二項の規定による届出については、なお従前の例による。

2　次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「早い日（」とあるのは、「早い日（職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百十七号）の施行の日以後の日に限る。」とする。

一　施行日前における職員（非常勤職員（国家公務員法第八十一条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員を除く。）、臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）としての在職中に、再就職先に対し、再就職を目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した職員　新令第二十六条第四項第四号

二　施行日前における職員としての在職中に、再就職先に対し、再就職を目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求した国家公務員法第百六条の二十三第三項に規定する管理職職員（臨時的職員及び条件付採用期間中の職員を除く。第四項において「管理職職員」という。）であった者　新令第二十九条第三項第四号（新令第三十四条において準用する場合を含む。）

3　施行日前に官民人材交流センターによる離職後の就職の援助以外の離職後の就職の援助（最初に職員となった後に行われたものに限る。次項において「センター以外の援助」という。）を受けた職員に対する新令第二十六条第四項の規定の適用については、同項第十四号中「後に」とあるのは、「後であって、かつ、職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百十七号）の施行の日以後に」とする。

4　施行日前にセンター以外の援助を受けた管理職職員であった者に対する新令第二十九条第三項（新令第三十四条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、新令第二十九条第三項第十三号中「センター以外の援助を」とあるのは、「センター以外の援助（職員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令（平成二十九年政令第三百十七号）の施行の日以後に行われたものに限る。以下この号において同じ。）を」とする。

内閣総理大臣　安倍　晋三

行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十九年十二月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第三百十八号

行政執行法人の役員の退職管理に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第五十四条第一項において準用する国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第百六条の二十三第一項、第百六条の二十四、第百六条の二十五第二項及び第百六条の二十七第四号の規定に基づき、並びに独立行政法人通則法第五十四条第一項において準用する国家公務員法第百六条の二十三第一項の規定を実施するため、この政令を制定する。

行政執行法人の役員の退職管理に関する政令（平成二十年政令第三百九十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出し中「届出」を「届出等」に改め、同条第二項中「第五号から第九号まで」を「第六号から第十一号まで」に改め、同条第四項第十一号を同項第十三号とし、同項第八号から第十号までを二号ずつ繰り下げ、同項第七号中「名称」の下に「及び連絡先」を加え、同号を同項第九号とし、同項中第六号を第八号とし、第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号の次に次の一号を加える。

六　約束前の求職開始日以後の行政執行法人の役員としての在職状況及び職務内容（約束前の求職開始日がなかった場合には、再就職の約束をした日以後の行政執行法人の役員としての在職状況及び職務内容）

第十三条第四項第三号の次に次の一号を加える。

四　再就職の約束をした日以前の行政執行法人の役員（非常勤の者を除く。第六号及び第十四号において同じ。）としての在職中における次に掲げる日のいずれか早い日（以下「約束前の求職開始日」という。）（約束前の求職開始日がなかった場合には、その旨）

イ　再就職先に対し、再就職を目的として、最初に自己に関する情報を提供した日

ロ　再就職先に対し、再就職を目的として、最初に当該再就職先の地位に関する情報の提供を依頼した日

ハ　再就職先に対し、最初に当該再就職先の地位に就くことを要求した日

第十三条第四項に次の一号を加える。

十四　センターの援助以外の離職後の就職の援助（最初に行政執行法人の役員となった後に行われたものに限る。以下この号及び第十五条第三項第十三号において「センター以外の援助」という。）を行った者の氏名又は名称及び当該センター以外の援助の内容（センター以外の援助がなかった場合には、その旨）